

一関市内の事業所でインターンシップを行った学生に 交通費や宿泊費の一部を助成します！

○対象者（申請者）

大学等（学校教育法に定める大学・短期大学・高等専門学校・専修学校や、職業能力開発促進法に定める大学校・短期大学校など）に在籍する学生

○対象経費・助成額

一関市内の事業所でインターンシップに参加するために必要な経費のうち、次のものです。
なお、助成額は1年度につき 2万円 を限度とします。

1 交通費

居住地から（宿泊する場合は宿泊先を経由し、）インターンシップ先の市内企業まで往復するために必要な公共交通機関を利用した経費。

ただし、タクシー利用は市内移動分のみを対象とし、1万円を限度とします。

2 宿泊費

市外に居住する大学生等がインターンシップに参加するために市内宿泊施設を利用した経費。

ただし、1泊3千円を限度とします。

○申請手続き

1 申請者は、インターンシップ終了後、30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに次の書類を、一関市役所工業労政課へ提出してください。

・一関市インターンシップ促進助成金交付申請書(様式第1号)※ 申請者が記載

・インターンシップ実施証明書(様式第2号) ※ インターンシップ先の企業が記載

※添付書類

① 学生証または在学証明書の写し

② 旅費及び宿泊費に係る経費を明らかにする書類の写し

⇒ 利用した交通機関の領収書または切符、宿泊先ホテルの領収書など経費支出を証明する書類の写し

2 市から申請者に対して「交付決定通知書」を送付します。

3 申請者は、交付決定通知書と併せて送付する「一関市インターンシップ促進助成金請求書」に必要事項を記入し、市に提出してください。市から申請者が指定する本人名義の金融機関の口座へ助成金を振り込みます。

○その他

・企業やその他の団体等からインターンシップに関する補助を受ける場合は、その補助の額を差し引いた経費が対象となります。

・裏面のインターンシップ促進助成金Q&Aをご参照ください。

・申請書類は、次の方法で配布します。

① 一関市役所工業労政課および各支所産業建設課で直接配布。

② 工業労政課のホームページからダウンロード（検索「一関で働こう！」）。

・ご不明な点がございましたら下記までご連絡願います。

申請書用紙などの詳細は、こちらをご覧ください。



○お問い合わせ先・申請先

一関市商工労働部工業労政課労政係（一関市役所5F）

〒021-8501 一関市竹山町7番2号

Tel: 0191-21-8461 Fax: 0191-31-3037

e-mail: rodoseisaku@city.ichinoseki.iwate.jp